大口定期預金

（2023年1月20日現在）

1. 商品名		大口定期預金
2. 取扱期間		定めはありません。
3. お預入れいただける方		法人および個人のお客さま（非居住者を除く）
4. 預入期間		・定型方式　　1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式　1ヵ月超5年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申出により自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。
5. 預入方法	(1)預入方法	一括預入
	(2)預入金額	1,000万円以上
	(3)預入単位	1円単位
6. 払戻方法		満期日以後に一括して払戻します。
7. 利息	(1)適用金利	預入時の店頭表示金利を満期日まで適用します。
	(2)利払頻度	・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する、預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%　小数点第4位以下切捨て）により計算します。
	(3)計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
8. 税金		・個人のお客さまの場合は20%の源泉分離課税（国税　15%、地方税　5%） 2013年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20. 315%（国税 15. 315%、地方税 5%）の源泉分離課税となります。 ・法人のお客さまの場合は総合課税（ただし、非課税法人の場合は非課税）
9. 手数料		――――――――――――――――
10. 預金保険		預金保険制度の対象となります。（お一人さまあたり、全額保護の対象預金以外の預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます）預金保険制度について、詳しくは窓口までお問い合わせください。
11. 付加できる特約事項		個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0. 50%を上乗せした利率）
12. 中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払戻します。 (1)預入日の6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の①、②および③（②および③の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、③の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。 ①解約日における普通預金の利率。 ②約定利率 × 70% ③約定利率 － （（ 基準利率 － 約定利率 ） × （ 約定日数 － 預入日数 ））／ 預入日数 (2)預入日の6ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、次の①および②の算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。 ①約定利率 × 70% ②約定利率 － （（ 基準利率 － 約定利率 ） × （ 約定日数 － 預入日数 ））／ 預入日数 ※基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。詳しくは、窓口までお問い合わせください。

大口定期預金

（2023年1月20日現在）

13. 満期時の取扱い	――――――――――――――――――――――――――――――
14. 金利情報の入手方法	金利については窓口までお問い合わせください。
15. その他参考となる事項	自動継続でない場合、満期日以後の利息は、解約日または書替継続時における普通預金金利により計算します。
16. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017109　または　03-5252-3772